

○財務省告示第三百六十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年十月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十二

回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札と発行」という。）、価格競争入札と

四 発行方法

同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる

五

募入

方法決定の

る発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に
行われる入札であつて、財務大臣
が各国債市場特別参加者ごとに
応募限度額を定めるものによる
発行（以下「国債市場特別参加
者・第Ⅰ非価格競争入札発行」と
いう。）及び価格競争入札の募入
の決定をした後に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

イ

入札競争

ロ

非競争入

ハ

国債市場

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各申込みの応募額を案分により
割り当てて、特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
各申込みの応募額を範囲において各
申込みの応募額を割り当てて、

六

発

行額

入札競争額
価格競争額
別参加者
債市場特別
行及び国
争入札競争
非競争入札
者特別参加
者特別参加
者特別参加
者特別参加

七

払

込

金

額

行

争

非

者

特

国

行

争

非

者

特

国

行

争

非

者

特

国

札

非

発

競

行

争

入

入

価

札

格

発

競

行

争

二

ハ

ロ

イ

でた条特
百利第別
三付一會
億国項計
円債のに
に規定す
つにる
いて基
、づ律
額き第
面発四
金行十
額し六

でた条特
千利第別
九付一會
百国項計
十二債の
に規定す
つにる
いて基
、づ律
額き第
面発四
金行十
額し六

でた条特
二利第別
十付一會
億国項計
八千四
つにる
いて基
、づ律
額き第
面発四
金行十
額し六

円四債の五額た条特千国項特財う額
百に規万で利第別九債の例政ち面
九つ定円、千国項の別會百に規等運、金
十五て基同五債の計八つ定に當の成で
億は、き第百七つ定に關すため十二兆
千額発行十二億は、き、額面行した利付
二百金した利付千
六十で三國
万

十
三

の 経 入 価 ・ 別 債 行
払 過 札 格 第 参 市 及
込 利 発 競 II 加 場 び
み 子 率 行 争 非 者 特 国

(一) 年

○ 募 入 三 パーセント
は、募入決定の通知を受け
式に、払込金額を加えた者
式により規定する日額を第
十号の規算した金額を第
むものとする。期日に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 32}{100 \times 365}$$

(二)

に 係 る 所 得 税 が 源 徴 収 さ れ
る も の と し て は 振 替 口 座 簿 中 の
口座に記載又は記録されるもの
の につ いて は 前 記 (一) の 算 式
に よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該
金 額 に 百 分 の 二 十 金 額 当 該
額 (一) に 代 し 該 国 債 を 発 行
時 にお いて 取 得 する 者 が 非 居
住 者 又 は 外 国 人 である 場 合
に は 前 記 (一) の 算 式 による 算
出 し た 金 額 に 適 用 を 受 け る 所
は 外 国 税 率 が 適 用 を 受 け る 所
得 税 の 税 率 を 乗 じ た 金 額 を
控 除 す る こ と が でき る。

十
四

初
期
利
子

平 成 二 十 三 年 三 月 十 日 を 支 払
期 と し、次 の 算 式 に よ り、算 出 し
た 金 額 を 支 払 う。

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{総面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎三年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十七年九月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十二年十月二十二日
十六	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
十七	償還金額	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
十八	償還金額	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
十九	償還金額	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
二十	償還金額	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日